明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四三）　一

〔告　示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**三九）　二

○除籍の一部が滅失した件（**法務**一一九）　五

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**一二〇）　五

○日本国に帰化を許可する件（**同**一二一）　五

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**一四〇〇）　六

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**一四〇一）　六

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（**経済産業**一五七）　七

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**六六）　七

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件（**防衛**一五四）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**九五）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**一一四、一一五）　九

〔人事異動〕

財務省　岩手県　新潟県　大阪府　福岡県　沖縄県　名古屋市　堺市　神戸市　広島市　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔地方自治事項〕　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第百四十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の対象） **第七条**　（略） 2　前項の指定は、常用労働者を常時三十人以上雇用する事業所（第十六条第一項及び第十七条の二第一項において「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時五人以上三十人未満雇用する事業所（第十六条第二項及び第四項並びに第十七条の二第二項において「全国調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。 3　（略） 4　前項の指定は、常用労働者を常時三十人以上雇用する事業所（第十六条第一項及び第十七条の二第一項において「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時五人以上三十人未満雇用する事業所（第十六条第二項及び第四項並びに第十七条の二第二項において「地方調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。 5　（略） （報告義務） **第十六条**　（略） 2　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者。第四項及び第十七条の二第二項において同じ。）は、第八条第一項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。 3　（略）	（調査の対象） **第七条**　（略） 2　前項の指定は、常用労働者を常時三十人以上雇用する事業所（第十六条第一項及び第十七条の二第一項において「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時五人以上三十人未満雇用する事業所（第十六条第二項及び第十七条の二第二項において「全国調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。 3　（略） 4　前項の指定は、常用労働者を常時三十人以上雇用する事業所（第十六条第一項及び第十七条の二第一項において「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時五人以上三十人未満雇用する事業所（第十六条第二項及び第十七条の二第二項において「地方調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。 5　（略） （報告義務） **第十六条**　（略） 2　全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者。第十七条の二第二項において同じ。）は、第八条第一項各号に掲げる事項を毎月勤労統計調査員の質問に対して報告しなければならない。 3　（略）